

資金の種類と貸付上限額等一覧表

福 祉 社 費 資 金	資金の種類	貸付限度額580万円以内 (括弧内は目安)	据置期間	償還期間20年以内 (括弧内は目安)	貸付利率	連帯保証人	内 容	備 考
	福 祉 社 費 資 金	生業を営むための経費	(460万円以内)	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	(20年以内)	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可 ※技能修得や就職の支度等の経費の場合は世帯内で連帯借受人が必要	事業を始めたり、拡張したりするための設備費、店舗費、店舗修理費など。
技能習得に必要な経費		(技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円)	(8年以内)		就職するために必要な知識、技能を習得するための費用。またはその習得期間中の生計を維持するための必要経費。 学校法人へ通う場合は教育支援資金の対象。			
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		(250万円以内)	(7年以内)		家屋の修理、増改築、段差解消、てすり設置や公営住宅を譲り受けるのに必要な経費など。			
福祉用具等の購入に必要な経費		(170万円以内)	(8年以内)		障がい者または高齢者の日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等購入費。			
障がい者用自動車の購入に必要な経費		(250万円以内)			障がい者の日常生活の便宜を図るための自動車購入費。			障がい者と生計を同一とする方が、当該障がい者の日常生活の便宜を図るために運転する場合でも対象となります。
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		(513.6万円以内)	(10年以内)		中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費。			
負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費		(●療養期間が1年を超えないときは170万円以内 ●1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内)	5年以内		健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費。			
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費		(●介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 ●1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内)			利用料自己負担分(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費。			
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円以内)	(7年以内)		火災、風水害、地震など災害を受けたときの復旧のための経費。	行政発行の罹災証明が必要です。			
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円以内)	(3年以内)	冠婚葬祭、住居の移転、給排水設備等の設置、就職・技能修得等の支度などに必要な経費。					
	資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	内 容	備 考
	緊急小口資金	10万円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要	次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる小額の経費。 ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ②火災等被災によって生活費が必要とき ③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ⑦法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ⑧給与等の盗難によって生活費が必要とき ⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	貸付に際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることへの同意が必要です。
教育支援資金	資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	内 容	備 考
	教育支援費	高校 月3.5万円以内 高専 月6.0万円以内 短大 月6.0万円以内 大学 月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要	学校教育法に規定する高校・短大・大学・各種専門学校に在学するために必要な経費。	貸付期間：高校、高専、短期大学、大学の在学期間中 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能
就学支度費	50万円以内	学校教育法に規定する高校・短大・大学・各種専門学校に進学するための入学支度金。						

【補足】申込時には各種関係書類が必要です。また必要経費のみの貸付となりますので見積書等が必要となります。多額の負債を抱えている場合など貸付できない場合もあります。他の負債の借り換えには使用できません。既に生活福祉資金を借りておられる方について、現在の貸付条件への変更はできません。償還期間については、償還計画等検討し、無理の無い範囲で短くしていただくことがあります。